

長 田 警 察 署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。
(1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
(2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
(3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
(4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
市道長田神社前バス道線（宮川町9丁目交差点～長田神社南交差点）	7時～22時

◎ 重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
国道2号（管内全線）	6時～22時
市道五位ノ池線（山下町2丁目交差点～駒栄町4丁目交差点）	7時～22時
国道28号（中央幹線）（大開通10丁目交差点～長田交差点）	6時～22時
市道長田補日尾線（山手幹線）（上沢通8丁目交差点～長田交差点）	7時～22時
県道神戸明石線（長田交差点～大田町1丁目交差点）	6時～22時
国道28号（長田線）（長田交差点～東尻池8丁目交差点）	6時～22時
市道兵庫駅鷹取線（菅原通5丁目交差点～兵庫区境界）	7時～22時
市道高松線・市道野田外浜線（東尻池8丁目交差点～須磨区境界）	7時～22時
市道山麓線（房王寺町7丁目1番1番先交差点～庄山町3丁目3番5号先交差点）	7時～22時
一般市道（一番町3丁目2番先交差点～一番町5丁目8番先交差点）	7時～22時

重点地域

◎ 最重点地域

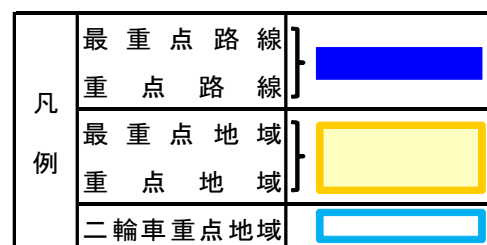
地 域	重 点 時 間 帯
新長田駅南（アスタくにづか周辺）地区	7時～22時

◎ 重点地域

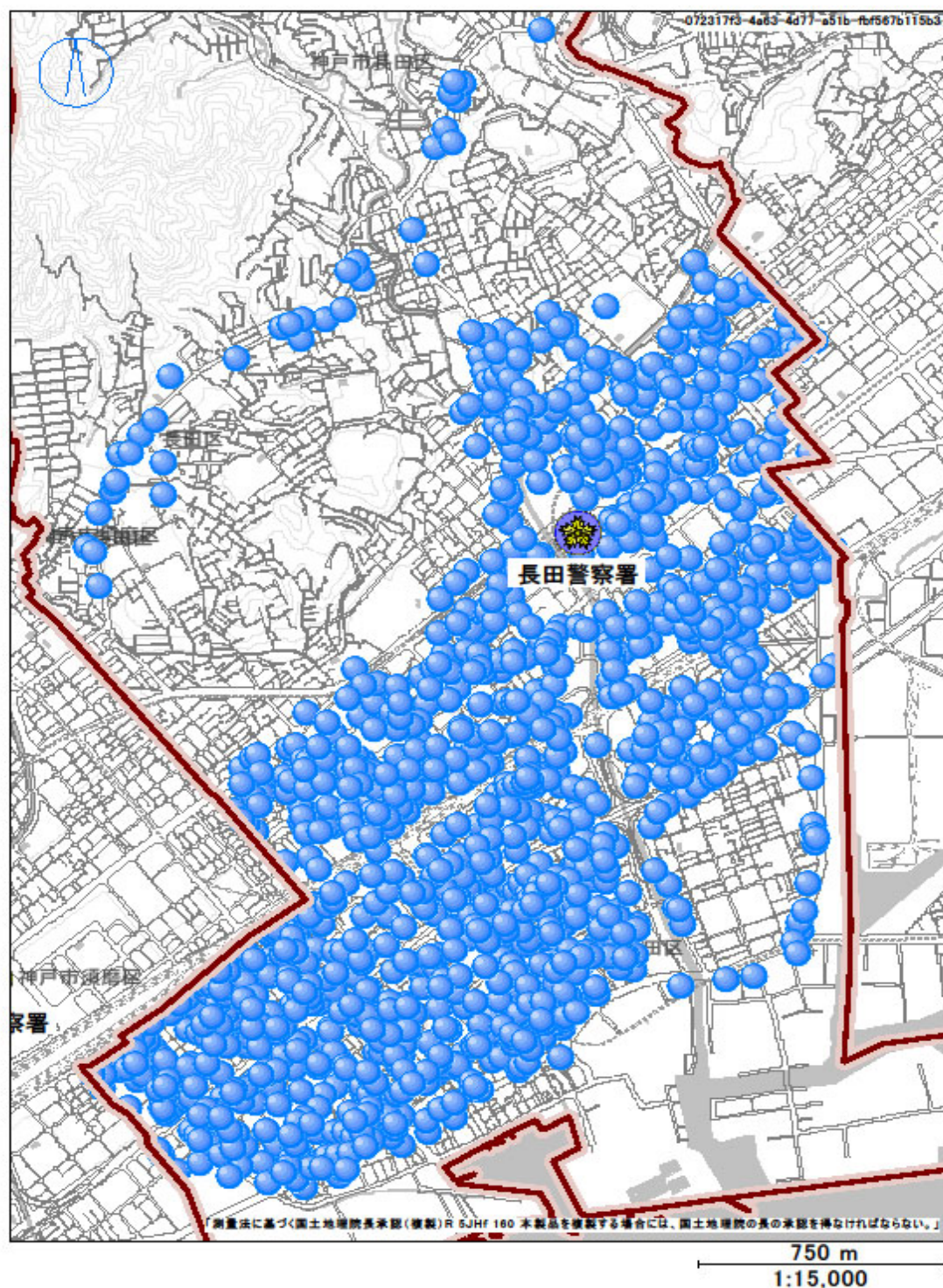
地 域	重 点 時 間 帯
御蔵・菅原（フェニックスプラザ）周辺	7時～22時
新長田駅前（ピフレ新長田・鉄人28号）周辺	7時～22時
新長田駅北（川西・松野地区）周辺	7時～22時
湊川インター北（真野・尻池）周辺	7時～22時
西市民病院周辺	7時～22時
長田商店街周辺	7時～22時
真陽地区周辺	7時～22時
鷹取駅南周辺	7時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
高速長田駅周辺	7時～22時
新長田駅周辺	7時～22時
西代駅周辺	7時～22時



兵庫県長田警察署 確認標章取付け状況



期間	令和6年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員